⑷　入所定員が31人以上40人以下の場合　41単位	
⑸　入所定員が41人以上50人以下の場合　32単位	
⑹　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位	
⑺　入所定員が61人以上70人以下の場合　22単位	
⑻　入所定員が71人以上80人以下の場合　19単位	
⑼　入所定員が81人以上90人以下の場合　17単位	
⑽　入所定員が91人以上の場合　15単位	
ニ　主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
⑴　入所定員が50人以下の場合　29単位	
⑵　入所定員が51人以上60人以下の場合　26単位	
⑶　入所定員が61人以上70人以下の場合　22単位	
⑷　入所定員が71人以上の場合　19単位	
13　常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。５の注３の⑴において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第６項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	（新設）
イ　理学療法士等を配置する場合	
⑴　主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
㈠　入所定員が10人以下の場合　151単位	
㈡　入所定員が11人以上20人以下の場合　101単位	
㈢　入所定員が21人以上30人以下の場合　61単位	
㈣　入所定員が31人以上40人以下の場合　43単位	
㈤　入所定員が41人以上50人以下の場合　34単位	
㈥　入所定員が51人以上60人以下の場合　28単位	
㈦　入所定員が61人以上70人以下の場合　23単位	
㈧　入所定員が71人以上80人以下の場合　20単位	
㈨　入所定員が81人以上90人以下の場合　18単位	
㈩　入所定員が91人以上100人以下の場合　16単位	
㈠㈠　入所定員が101人以上120人以下の場合　14単位	
㈠㈡　入所定員が121人以上130人以下の場合　12単位	
㈠㈢　入所定員が131人以上150人以下の場合　11単位	
㈠㈣　入所定員が151人以上180人以下の場合　９単位	
㈠㈤　入所定員が181人以上の場合　８単位	